

金沢市特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する規則制定（案）及び金沢市公文書等管理委員会規則制定（案）並びに金沢市特定歴史公文書等の利用請求に対する処分に係る審査基準制定（案）の概要

1 制定の趣旨

本市では、市の諸活動の記録である公文書等が、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、行政文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として、「金沢市公文書等の管理に関する条例」（以下「条例」といいます。）を令和3年3月に公布し、特定歴史公文書等の保存、利用等に関すること及び金沢市公文書等管理委員会に関することについては、令和4年4月1日から施行することとしています。

条例の施行に伴い、金沢市特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する規則を制定して特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄について必要な事項を定め、金沢市公文書等管理委員会規則を制定して金沢市公文書等管理委員会の組織及び運営について必要な事項を定めるほか、金沢市特定歴史公文書等の利用請求に対する処分に係る審査基準を定めます。

2 金沢市特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する規則制定内容

(1) 特例歴史公文書等は、金沢市公文書館その他適切な場所において永久に保存することとします。

(2) 特定歴史公文書等の利用に関して定める主な内容は次のとおりです。

目録の記載事項、利用請求等に係る様式、添付書類等を定めます。

特定歴史公文書等は汚損や、破損の無いよう丁寧に閲覧すること、また原則として公文書館の館内で閲覧等すること等を定めます。また、これに違反するおそれがある場合等には、市長は、閲覧等を中止させ、禁止することができることとします。

写しの交付の費用の額は、行政情報の公開と同じとします。

利用制限の無いものを簡便に利用する方法を別に定めます。

国や他の地方公共団体等から学術研究等の行事等で利用する場合には、特定歴史公文書等を貸し出すことができることとします。

実施機関による利用の手続を定めます。

(3) 特例歴史公文書等を廃棄するときは、廃棄に係る記録を作成し、公表することとします。

3 金沢市公文書等管理委員会規則制定内容

- (1) 金沢市公文書等管理委員会（以下「委員会」といいます。）の会長について、その選出方法や職務を代理する者の指名について定めます。
- (2) 委員会は会長が招集し、過半数以上の出席により開催することとします。また、委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することとします。
- (3) 委員会の庶務は、総務局文書法制課において行います。

4 金沢市特定歴史公文書等の利用請求に対する処分に係る審査基準制定内容

特定歴史公文書等の利用請求に対して、条例第 13 条に基づいて利用を制限する特定歴史公文書等の基準は次のとおりです。

- (1) 行政情報の公開請求における非公開情報（一部除く。）が記録されている。
 - (2) 一定期間の非公開を条件として寄贈等をされ、当該期間が未経過である。
 - (3) 原本の利用により、当該原本の破損等のおそれがある、又は現に使用中。
 - (4) (1)から(3)までに該当する部分と、そうでない部分を概念的に区分することが容易でない。
- （(1)の判断に当たっては、時の経過、実施機関による利用制限の意見を加味）

5 施行日

令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

参考 ・ ・ 別紙

金沢市公文書等の管理に関する条例

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例